

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（令和3年度第1回） 議事録

○日 時 令和3年7月5日（月） 午後4時00分から午後5時30分まで

○出席者

- （委員） 浅野 敬子 武蔵野大学人間科学部 助教
- 飛鳥井 望 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長
- 糸賀 美恵 元全国犯罪被害者の会（あすの会）会員
- 大塚 淳子 帝京平成大学現代ライフ学部 教授
- ◎椎橋 隆幸 中央大学 名誉教授
- 宮川 倫子 弁護士（倫総合法律事務所）
- （オブザーバー） 荒井 英樹 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長
- （事務局） 松永総務局理事（人権担当）、吉村人権部長、乗木被害者支援連携担当課長、境統括課長代理、今井課長代理、古川課長代理、中谷主事、辻内被害者等支援専門員、横田被害者等支援専門員

【議事内容】

（椎橋座長）

それでは、定刻より少し前ですけれども、委員の皆様お揃いですので、ただ今から会議を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、令和3年度第1回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議開催に先立ちまして、議事進行の取扱いと配付資料について、事務局よりまず説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

事務局よりご説明いたします。

本会議は設置要綱第5条第3項に基づき公開としております。議事録についても全文それぞれの発言者の氏名を入れ、配付資料とともに東京都のホームページで公開する予定でございます。つきましては、被害者の個人名や団体名が特定されないよう、ご発言にご留意いただけますようお願いいたします。

議事録につきましては事務局で案を作成し、発言者の皆様にご確認させていただきますので、お忙しいとは存じますが、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、前回に引き続き、警視庁犯罪被害者支援室の荒井英樹室長にオブザーバーで参加いただいで

おります。

また、本年4月の人事異動により、事務局の理事と部長に交代がありましたので、紹介させていただきます。

当局人権担当理事の松永でございます。

(松永理事)

松永でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

総務局人権部長の吉村でございます。

(吉村部長)

吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、本日の開催は会議室とオンライン、それぞれによりご参加いただいております。会議室におられます委員の皆様は会議中のマスクの着用のほか、会議室内の換気、事務局によるマイクの消毒にご協力いただきまようお願いいたします。

オンラインでご参加いただいている委員の皆様におかれましては、通信回線などの影響で音声や映像のタイムラグが生じる可能性がありますので、何か不都合な点がございましたら、遠慮なくお申し出いただきますようお願いいたします。

最後に、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料は資料1、資料2、資料3、参考資料1、参考資料2、以上の5点でございます。お手元でございますでしょうか。ご確認いただければと思います。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

続きまして、先ほどご紹介ありましたけれども、開催に当たりまして、東京都総務局人権担当の松永理事からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(松永理事)

東京都総務局人権担当理事の松永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、犯罪被害者等支援施策検討委員会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。今年度の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年度は、条例に基づく初めての計画でございます第4期東京都犯罪被害者等支援計画の策定に向けまして、本委員会を3回にわたって開催させていただきました。その中で委員の皆様方から貴重なご意見を賜りました。無事に計画が策定できましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

さて、東京の現状を見ますと、令和2年の刑法犯の認知件数につきましては、約8万3千件となっております。昨年より約2割減少しております。しかしながら依然として全国の1割強を占めてございます。中でも殺人や強制性交等をはじめとした凶悪犯の件数は減少せずに、高い水準で推移しております。こうした犯罪による被害者やご家族の方などに対する支援の取組をより一層強化していくことが求められております。

こうした中、本年4月、「関係機関との連携強化による支援の充実」をビジョンとしております第4期支援計画がスタートいたしました。新たな施策といたしまして、本年4月1日には区市町村など関係機関との調整、つなぎ役を担う、いわゆるコーディネーターとして被害者等支援専門員を人権部に配置いたしております。また、経済的な負担の軽減として、見舞金給付、転居費用の助成、無料法律相談に続きまして、弁護士費用の助成を新たに開始する予定でございます。

今後も計画の推進を図っていくに当たりましては、被害者支援に深い知見をお持ちの委員の皆様により専門的なお立場から、ご意見を頂くことが不可欠でございます。委員の皆様にはご多用中のところ大変恐縮ではございますが、昨年度に引き続き、都が取り組むべき施策等について、忌憚のないご意見を賜ればと考えてございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。松永理事、どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして委員の交代がありましたので、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

昨年度まで犯罪被害に遭われたご遺族として、辻内委員に参加いただいておりますが、本年4月から都の被害者等支援専門員（コーディネーター）の職に就きましたことから、委員を交代する必要が生じました。後任として、同じく犯罪被害に遭われたご遺族で、全国犯罪被害者の会（あすの会）の会員でもありました糸賀美恵委員に就任をお願いし、承諾いただきました。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

それでは今ご紹介ありました、新たに委員に就任されました糸賀委員から、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(糸賀委員)

糸賀と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、2002年に、近くに住んでいた25歳の長男を元交際相手の女性に、最初は結婚する予定でお付き合いをしていたのですが、その後別れた後で、精神的に彼女もおかしかったというわけなのですけれども、親ともうまくいかずに、居場所がないということで息子のところにいさせてほしいと言って来てから、「自分は死にたい。でも1人では死ねない。道連れにしよう。」と息子が寝ているところに、用意したサバイバルナイフで刺殺されるという、そういう事件に遭って今年で19年になります。

事件から2年後に被害者支援都民センターとつながり、とても精神的には助けられました。その後、事件から4年後になりますが、あすの会と巡り合って、すごく納得のいかない刑事裁判とかあったので、あすの会にそのまま入会させていただいて、その後、被害者参加制度、損害賠償制度といった制度ができてきたことも、辻内さんなんかと一緒に見て参りました。よろしくお願ひいたします。

(椎橋座長)

どうもありがとうございました。糸賀委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進行して参りたいと思います。本日の議題はお手元の次第にありますとおり1点でございますが、東京都の犯罪被害者等支援事業についてであります。

まず初めに、事務局より配付資料の説明を一括してお願ひしたいと思います。事務局、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

資料1、2、3により説明

(椎橋座長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から資料1、2、3についてご説明いただきました。第3期支援計画の実績と、それから第4期支援計画の初年度における各施策の方向性が示されていたと思います。

これからは委員の皆様からのご質問、確認事項、あるいは意見交換をしていただきたいと思います。昨年度の検討委員会で皆様から様々なご意見を頂きまして策定に至りました第4期支援計画。これを円滑かつ効果的に推進していくため、今回においても委員の皆様の忌憚のないご意見をお願ひしたいと思います。

なお、誠に勝手ながら、円滑な進行のためにご発言は順番にお願ひしたいと思います。

それでは飛鳥井委員からお願ひしたいと思います。

(飛鳥井委員)

ありがとうございます。

事務局の方から事業実績のご説明、それから新しい第4期の支援計画の5本の柱についてのスタートの状況、ご報告ありがとうございました。特に5本の柱については、それぞれ順調なスタートを切られたようでよかったですと思います。それから実績の方は、確かにコロナの問題がありまして、一部数字が伸びないところがありましたけれども、でも新しい取組の転居費用ですとか、それから無料法律相談、見舞金等については着実に利用者が増えてきているということで、大変よかったですと思います。引き続き周知を図っていただければと思います。

それから、柱の1のコーディネーターの配置につきまして、事務局からこの前お話を受けたところでは、難しいケースが虐待の事例で、本来の住所地とそれから事件発生地と、現在実際に居住をしていてサービスを受けたい自治体が違っているという、区をまたがった事例、本来ですとこういった事例は大体宙ぶらりんになってしまうケースなのですが、コーディネーターの方が大変頑張っていて、きちんと支援してあげることができたということで、正にコーディネーターの役割を発揮していただいたような事例で、今後これまでつまずいていた支援がコーディネーターの方が入ることによって、さらに進んでいくことができればと思います。

支援ノートについてもご説明ありがとうございました。それについては1点質問させていただきたいのですが、この支援ノートというのは、罪種を超えて、大体共通のノートを作ることをイメージされているのでしょうか。例えば、性犯罪の被害者の方でも、殺人遺族の方でも同じノートを使われるのか、それでも使い勝手として汎用性があるのかどうか、あるいは少しバージョンを変えるようなことをされるのか。これも先行のノートが他の団体でも出されていますので、そこら辺のところどんな風に工夫されているのかということをお教えいただければと思います。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

ただいま飛鳥井委員から、支援計画がスタートした。そのことについての評価と、それからご質問もあったと思います。その点について事務局から、いかがでしょうか。支援ノートについて、どのような作り方をするのかということだったと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

私の方からご回答させていただきます。

ノートについては、先生がおっしゃるとおり、ある程度罪種によって使い勝手というのは、要はすべての罪種に統一したようなものというのは、今のところなかなか難しいと思っております。例えばですけれども、性被害に遭って被害届を出しているかどうか、また交通犯罪ですと少し手続が変わってくるということもあります。なので、最初に作るものとしては、オーソドックスというか、例え

ば殺人とか傷害とか、そういうところをイメージして、まず1つを作り上げていくことを考えていきたいと思います。それを1つ作った上で、バリエーションとして他の犯罪についても、それをベースに少しアレンジしていくといったことは、今後の検討として進めていきたい。そういう風に考えております。

(椎橋座長)

何かその点についてご意見などございますか。

被害者等支援ノートは、確か4つぐらいの自治体で作っておられるところがあったと思いますが、それらも参考にされたと思うのですが、何かそういう犯罪の種類ごとによって分けているとか、そういうものはありましたでしょうか。それとも、その自治体によって違うのでしょうかけれども、何かその辺りのところについて、事務局から知るところがあれば教えていただければと思います。

(事務局)

今、先行事例としてございますのが、自治体でいいますと京都府と大分県と佐賀県と3つ、あと民間団体で作ったものがございますが、いずれも犯罪ごとに分けたものについて承知はしておりません。自治体によっては分冊とかそういった仕組みがあるのですけれども、基本的には1つのものとなっております。

(飛鳥井委員)

よろしいですか。

もう1点なのですが、年齢ですね。例えば中学生、高校生ぐらいでも使えるものなのか、あるいはそれはまた別に中高生とか、思春期ぐらいのお子さんたち向けのも作る必要があるのかどうかなのですが、実際はどうでしょう。大人向けのものだとすれば、高校生までは分かるでしょうけれども、中学生ぐらいになるとちょっと難しいかなと思うのですが。これはバリエーションの1つですので、引き続きその点もご検討いただければと思います。

(椎橋座長)

ありがとうございます。

これは私の考えですけれども、最初ですので、ある程度汎用性の広いものを作って、実績を積み重ねる中で試行錯誤して、そして、それによって類型に分けた方がいいのか、あるいは大人、子供に分けた方がいいのか、いろいろ知恵が出てくると思いますので、ある程度施行していないと分からないというところがあるのではないのでしょうか。

今の点について、何か他にご意見ある方はございますでしょうか。

それでは浅野委員からご意見を頂いて、次に飛鳥井委員からご意見を頂きます。

(浅野委員)

ありがとうございます。

今、飛鳥井先生にご指摘いただいた点は、私も気になっていたところでした、例えば性犯罪・性暴力被害者の場合には、必要になってくる支援の内容等が変わってくる可能性がありますので、汎用性の高いものに最初から盛り込むのか、そこは除いておくのかというところが少し気になっていたのですけれども、まず作っていただいて、いろいろな類型ごととか、年齢別のものもぜひ検討する方向でまとめていただけるといいかなと思っています。

(椎橋座長)

今この最初の段階で、これはやはり区別して作っておいた方がいいなというお考えもあるかと思います。第4期支援計画を作るときにご意見少し分かれた部分がありましたけれども、それは被害者支援ノートの役割が、被害者の心理的負担を軽減するというのと、それからプライバシーをどう守るかということにあったと思います。今、浅野委員のご意見はプライバシーの関係するところだと思うのです。そういう関係も考えて、ノートを最初に作る際にはこの点だけはこうした方がいいのではないかというご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

飛鳥井委員、どうぞ。

(飛鳥井委員)

事務局の方からご説明いただいたときも、私もお話ししたのですが、最初から完成することを目指さなくて、最初はトライアル版でいいと思うのです。暫定版という形で。第一版を作って修正して第二版というよりも、最初は暫定版として作って少なくとも2年間は使ってみて、使った人からも、実際の当事者の方、それから支援者の方、ご本人、ご家族からもいろいろフィードバックをしていただいて、その上で完成版を2年ぐらい先に出すことを目指すといったぐらいのことでよろしいのではないかと、あまり拙速に完成版を作る必要はないかと思ったので、そういった意見を述べさせていただいたのですが、それぐらいのことでよろしいのではないかと考えています。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

他にご意見はいかがでしょうか。どうぞ、宮川委員。

(宮川委員)

宮川から意見申し上げます。

私は弁護士としての活動という観点から申し上げますと、まず性犯罪とご本人が亡くなった事案では、弁護士の活動としても大分やり方が違ってきますし、関係機関と連携するにしても大分違うのか

なと思っています。その違う類型という言い方で申し訳ないですけども、全然違うパターンを1冊のノートにまとめて、被害者の便宜に資するように作るというのは結構大変だし、いろいろ入れていくとボリュームが多くなってしまって、かえって使いにくくなるのかなという危惧もしています。しかし最初から完璧なものを目指す必要はないと思いますので、それは飛鳥井委員の言うとおり、変えていただければいいのかなと思いますけれども、少なくとも私どもの活動からすると、やっぱり性犯罪とご本人が亡くなっている事案というのは、やっぱり全然違うというのが弁護士の立場としての意見です。以上になります。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

違いがある場合に、ノートとして作る場合に、どういう工夫というか、どういうところに注意したらよろしいのでしょうか。まず、一番大きなポイントというのは、被害者としてはいろいろな機関、例えば、医療機関、警察あるいは検察、そういった機関の前で同じことを何回もお話するのはすごく心理的に負担があり、それを軽減しようという目的があります。信頼できる相手、話しやすい相手に対して話をする。内容については秘密を守るという前提の下で、各機関の間でシェアしてもらって、そしてそれぞれの機関ごとに適切な対応をしていただくと。そして最初に話すことによって心理的な負担が軽減されて、話すことによって精神的に解放されるという面もあろうかと思いますが、まず一番大事なところはそこにあるのではないかと思います。

確かに弁護士さんとしては犯罪被害の類型によって対応が違ってくるというのはそのとおりだと思うのですが、実際にノートの作り方として、どういうものを作るかという担当者の方のことを考えると難しいなという感じがしておりますので、恐らく飛鳥井委員も私もそう思うのです。

ある程度最初は汎用性の高いもので始めるということが、無理のない形なのではないかなと思ったのですが、最初から分けるべきだということになると、どうしたらいいのかということまで含めて、お知恵を頂ければありがたいと思うのですが。

(宮川委員)

意見を言い放しで申し訳ないのですが、なかなか問題提議しながらも、どうしたらいいのかまでは私自身もよく分かっていませんが、ご本人が亡くなっている事案はご遺族が依頼者なわけですが、そのご遺族個人個人によって少しずつ考え方が違います。ご遺族全員が同じ考えだという場合ももちろんありますけれども、そういったご遺族間の調整というものもやる、そういう難しさもあります。これが全然大きな差かなと思っています。

性犯罪の被害者でしたら本人のためで、例えば親御さんなんかは別の考えを持っているというのは非常に多いのですが、ご本人を中心にご本人に意思確認すればいいのですが、ご遺族の場合はそれができないということで、そこから大分やることが変わってきます。またそうすると、情

報共有の範囲もすごく狭まってきて、どこまでコーディネーターとかが関与したりとか、我々が関与したりというのは非常に類型化するの難しいかなという気はしています。まとまってなくて申し訳ありません。

(大塚委員)

よろしいですか。

(椎橋座長)

ありがとうございます。それでは大塚委員、お願いします。

(大塚委員)

すみません。次の順番のときに申し上げようかと思っていたのですが、ひとまず被害者支援ノートが、今、話題になったところで思うことを2つほど申し上げます。

幸運なことに先行事例があるわけです。後から追いかけるものは少し楽をさせてもらえることがあろうかと思えます。まず、辻内さんもお入りになった被害者と考える会の被害者ノートというのはA4判だったと思いますが、本当に1冊もので、かなりご本人たちが記載することができるようなものになっていた、割と大きめなかつちりしたノートだったと記憶しています。一方で京都府のつむぎは3分冊になっているA5判の小さいサイズなのです。割とハンディな小ぶりなものでコンパクトなものなのですが、1冊目が本編ということで本当に被害に遭われた方というメッセージが入っていき、2冊目が京都府の資源、各種手続資源みたいなものになっていて、3冊目が弁護士さんたちとのやり取りを中心にした司法の分野のところの内容が分かるとなっているのです。

大分と佐賀のものはきちんと存じ上げてないのですが、被害者ノートにしても京都府のつむぎにしても、今、椎橋先生がおっしゃったように、やっぱり汎用性の高い、入り口というか、最初のアクセスとして見やすいものになっているという気がしました。現在、被害者の方々にインタビューをする研究調査事業に携わっているのですが、やはり多くの方が一様に言われるのが、被害に遭ったときに、情報が分からない、相談窓口が分からない、どこに何をしたいか分からない、アクセスしてもたらい回しにされるみたいなことです。そういうことが圧倒的に多いので、本当に最初の入り口部分というのをまずは提供して差し上げるということが、心理的負担をなくして、何度も何度も同じことにならないという、この被害者ノートの一番の目的だと考えます。いきなり専門分化したところに深く入っていくよりは、最初のガイドブックのようなものを作る方がいいのかなと思っています。

また、京都が3分冊にした理由をお聞きしたのに忘れてしまっているのですが、各種手続資源は年次によってかなり変わりますよね。なので、1冊全部丸々差し替えるのはすごく難しいし、印刷費用がかかりますが、分冊ならそこだけ作り変えることができるようになっていたのではないかなと思っていますので、そんな工夫もあっていいのかなと思いました。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございます。

今、大塚委員が言われて、それから先ほど事務局からの説明もあったのですが、この被害者ノートというのは、被害者に対して情報を提供するというものとセットになっているわけです。それによってどういうところでどういうサービスが受けられるのか、そのための手続はどうしたらいいのかという情報も提供しますので、それらを読むことによって自分もどういうことをしてほしいのかとか、そういうことも決まってくるので、かなりのそういう情報というのは中に入れることになると思いますので、今、大塚委員の言われたことは重要なことだと思います。それは事務局としても当然考えていますよね。この資料を拝見しても、そうですね。

(事務局)

はい。被害者の方への情報提供、これも1つの重要な役割だと思っています。大塚先生のおっしゃられたような、いわゆる入り口のガイドブックみたいなイメージは持っています。ただ一方で、被害者の方々にとってある程度携帯しやすいものであることも必要だと考えています。先ほどあった「HIGAISHA NOTE」という最初の、途切れない支援を被害者と考える会が作成したものは、A4サイズのリング式で結構分厚いものなので、やはりそこはA4だとなかなか鞆に入らないみたいな話もあると思っていますので、例えばA5サイズですとか、そういったイメージは持っています。そういった中で、ある程度情報を凝縮させる、要は情報が過多で分厚くなってしまうと本末転倒ですので、そういうところも留意しながら、検討をしていきたいと今、事務局としても思っているところでございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。今の点について、他の委員の方、ご意見ございますか。

それでは今、いろいろ貴重なご意見いただきましたので、そういうご意見というものを参考にしながら、事務局の方で作ってみたいと思います。ありがとうございました。

それでは大塚委員、一部お話しいただきましたけれども、続けて大塚委員から、ご意見、ご質問等あれば伺いしたいと思います。

(大塚委員)

ありがとうございます。

飛鳥井委員と同じで、まず計画と実績のところにつきましては、コロナ禍の問題があったにもかかわらず、書面開催など工夫してやられていることと、それから、昨年度、コーディネーターの役割について大分議論になりましたが、本当にコーディネーターがお二人入られて、かなりいい形で動いているということが伺えて、それは本当によかったなと思っている次第です。

最後の被害者支援ノートのところについて、少し整理ができればと思っています。先ほど出たA4判の大きいのは「HIGAISHA NOTE」といまして、あとは「つむぎ」とか「絆」とか「編む」と名称が違いますけれども、これらは被害者の方々のためのノートだと私は理解しています。

今回東京都さんのノートは仮称なのでまだ分からないのですが、被害者等支援ノートの「支援」がつかまりましたけれども、被害者の方々がご自身のために、そしてあちこちで同じことを尋ねられないために、さらに情報とか相談窓口が分かりやすくという意味で持たれることのツールとしてのノートということ。もう1つ支援者の、先ほどコーディネーターが広域にまたがって入った事例のために、自治体間や庁内の連携がうまくいったというご紹介がありました。そういう庁内連携であるとか、広域に自治体をまたがって連携するというときの、もしくは職種が違う、例えば弁護士さんと医療と福祉みたいに職種をまたがってというか、多機関、多職種に及ぶ連携といったときの支援者側のためのツールというのは、それぞれ目的が違うのだらうと思っているのです。

今、お話されているのは被害者のためのものだと思っているのですが、先ほど事務局からのお話の中にかすかに「支援者の連携のためにも使えるような」とあったような気がしたのです。先行事例でいうと、横浜市とか静岡県はこの支援者の連携のためのノートも作っているのです。東京は今回、被害者向けノートだと思っているのですが、支援者のための連携ノートというか、ハンドブックなどを作られている自治体があるので、後から追いかける者としては、それぞれの目的とか作り方の違いをいい意味でぜひ吸収して、それぞれ必要に応じて作られるといいと思っています。後々、支援者の連携のためのハンドブックというのも考えられるといいのかなと思った次第です。

(椎橋座長)

ありがとうございます。

大塚委員にご質問させていただきたいのですけれども、被害者支援ノート、仮称ですけれども、これが被害者のためのノート、心理的負担の軽減という、被害者のためのノートであると同時に、それを利用して支援者の連携がより効果的に進められていく役割と、1つのノートが2つの役割を果たすことができると、そのためのノートだという考え方は矛盾しますか。そういう2つの役割のために作られるものだという整理の仕方というのはできないでしょうか。

(大塚委員)

できないことはないと思います。むしろ皆さんにぜひお伺いしたいところです。ただ、私自身は若干目的が違うかなと考えております。先ほどお話にも出ていた使いやすさを考えたときに、あまりポリューミーに、そして専門的になってしまうと、本末転倒で使われなくなってしまふかなと思います。今回の目的は、何と言っても被害者の方が安心に、また、困ったときに地図のような、ガイダンスのような目的を果たす、導いてくれるものとして分かりやすいもの、さらに自分のメモを書き付けておいて支援者の方に見てもらえて、前回こんな相談したのだけれどもということと一緒に使えるものと

ということだと思うので、やっぱりウエイトとしては被害者のためのもの、被害者が使いやすいものだと思います。

ただ、支援者がそれを一緒に見ながら何かをするということはあると思うので、支援者のためになる部分はあるだろうと思うのですが、支援者の連携のためのハンドブックとは違うのではないかと。作り込み方が違うのではないかと考えています。これ個人的意見です。

(椎橋座長)

確かに支援者のためのハンドブックというのは、それはそれでさらにほかの情報をたくさん必要だということはあると思いますので、それを全部この中に入れようというのはとても無理だと思うのですけれども、私この問題を考えたときにヒントになるなと思ったのは、児童虐待事案において、司法面接というものが今、行われているのですよね。司法面接という言葉が適切かどうか、私も疑問があるのですが、要するに児童虐待を受けた被害者である児童が、やはり同じように警察、児童相談所、検察、それぞれ話をしなければいけないということになると、心理的な負担はとても重いものですから、それを軽減しようということと、それからやはり、そのために警察と児童相談所と検察の担当者が相談して、そのうちの誰か1人が代表になって、原則として1回事情を児童から聞くということをしているのです。それは信頼できる供述としても使おうという形になっているのですよね。ですから、心理的な負担を和らげると同時に信頼できる証拠も確保しておこうと、2つの目的のために使われている。恐らくウエイトはやはり児童の心理的な負担の軽減というのが大きいと思うのですが、同時にそれは他の場面でも使われ得るということがある。それに少し似ているのではないかなという気がして、そういう形でこの被害者支援ノートというのが作られてもいいのかなという感じがしたのです。

それぞれ被害者支援、それから支援のための連携、それはそれぞれまた別の情報が必要だし、やるべきこともあるので、それはそれぞれやると思うのです。だから、ボリュームとしてそんな大きいのは作れるわけではないし、適切ではないと思います。

(大塚委員)

よろしいですか。すみません。先生のお話を理解した上で、私のイメージが違っていたようです。

多分私が今お話を伺って連想したのは、前回もお話に出ていたような記憶があるのですが、ノートとかツールというよりはワンストップの相談支援体制の在り様というのが近いのかなと伺っていました。被害者ノートがそこに有効なのかどうかがよく分からないのですが、例えば静岡県のある市では、犯罪被害によってお亡くなりになった方の死亡届を受け付ける窓口の方々が、きちんと犯罪被害についての様々なことを知っていて、それは庁内のハンドブックにそれが書かれているということがあって、これは犯罪被害の問題だから死亡届をここで受け付けるだけではなくて、ワンストップ的に他の経済的支援とか相談支援とかの方々と連携して控えておこうとか、次にバトンタッチが渡せるように

しようという形で、庁内の方々が犯罪被害者にどう対応したらいいかという様々なフローを知っているということだったのです。

それはやっぱり支援者向けのハンドブックというのが作られていて、そのためにそういうワンストップの体制ができていたということだったのですが、被害者ノートは被害者に渡しますよね。なので、それを庁内の皆さんがお持ちかというイメージが持てなかったのも、それぞれ違うものではないかなと考えた次第なのです。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

それでは、またこの問題は出てくる可能性がありますので、どうでしょうか。

飛鳥井委員、今の点。

(飛鳥井委員)

私が理解していたのは、基本的な情報提供のほかにノートがいろいろな支援を受けたことのログとあります。どこそこでどういう関係者の人からどういう説明を受けた。それについての達成できたことは何で、続いている課題は何かとか、そういう支援のログみたいなことで使われると便利なのかなと。もちろん少しハンディなサイズにさせていただいて。それで被害者のため、支援者のためというか、被害者の方と支援者とか一緒に作り込んでいくようなノートとあります。どういうことでどういうサービスを提供しましたよということが時系列的にあると、その次の支援者の人がそれを見せていただいたら、大体どういう関係機関が関わっていて、どういうことが達成できて、まだこれが課題なのだということ分かるかなと。それを被害者の方が一々全部説明するのは大変なので、ノートを見れば分かるということがあると助かるのかなといったイメージでお伺いしておりました。感想です。

(椎橋座長)

ありがとうございます。

それではまた関連するこのテーマについても出てくるかもしれませんので、順番に今度は宮川委員から、ご意見、ご質問等がありましたら、お伺いして、そのときに関連するご意見等がありましたら、またお願いいたします。宮川委員、お願いします。

(宮川委員)

事務局から前半で説明いただいた点については、非常にいろいろ本当に条例施行後、コロナ禍にもかかわらず大変努力されて、素晴らしい事業内容だと思っています。

全体として被害者がアクセスするときにネットで検索すると思うのですが、こういったいろ

いろなパンフレットとか作っていらっしゃるんですけども、それがすぐに検索できるように、情報に接することができるように工夫していただければと思います。事前の説明では「じんけんのとびら」という用語で検索できるとおっしゃっていましたが、被害者は「じんけんのとびら」で検索しないかもしれないので、うまくアクセスできるようにしていただければいいかなと思いました。

弁護士会としても、被害者参加の場合の弁護士費用着手金に対する支援を実施していただけるということで、本当にありがとうございます。

私の方からは2点申し上げます。今の以外に、1点目が被害者ノートの話で、2点目が虐待事例についての少し感想めいたものです。

まず被害者ノートについては、大塚委員からもお話しありましたけれども、私は東京都の被害者ノートの目的として、支援者の情報共有も含まれているのかなと思っておりました。被害者自身の利便に資するためというのはもちろんですけども、副次的なのか二次的なのか分かりませんが、支援者の情報共有も目的であることは当然の前提かなと思っていました。それをあまり表面から言うのはよくないとか、そういう話なのかもしれないけれども。しかし、事実上支援者が共有することを想定に今、議論されていますから、やはりこれは支援者も共有することを目的としているというのをどこかに書いて、そうではないと、その辺が有耶無耶になると、結局こういったすごく本当に重要な個人情報について守られなくなってしまう可能性もあるのかなと思いましたので、やはり情報共有も目的とした上で、ガイドラインなどをきちんと策定していけばいいのかなと思っています。ちなみに個人情報保護法の2条3項で、犯罪により害を被った事実というのは、「要配慮個人情報」と言われています。なので、個人情報保護法の観点からもガイドラインを策定するということが必要かなと思いますし、そういう視点で作れば多分漏れがないと思うのですよね。追々それはやっていっていただきたいかなと思っています。

次に2点目、虐待事例の話、事例がありましたという話が出ていましたけれども、事前説明でそういった事例の説明を受けまして、私がついこの間担当して終わった事案のことかなと思ったぐらい、虐待事例というのはいろいろな人の支援が必要になる典型的な事例だと思っています。子供の虐待で監護者からの虐待があれば、そこからは逃げないといけないわけですし、住民票とか保険証どうするのだとか、お子さんの学校とか幼稚園どうするのだとか、あらゆる支援が必要になってくる事案なので、決してレアなケースではなくて、よくある事例として、それを基にどういった支援をやるのかというノートを作るというのは、非常にいいことだかなと思っています。

弁護士の立場から申し上げますと、必要な情報としては罪名。これはもう必須です。強制わいせつなのか強制性交なのか、それとも傷害なのかとか、そういった罪名と実際の事実。そして被疑者が今身柄拘束されているのか、裁判はどういう段階なのかということと、ご本人の安全が確保されているのか、どこに住んでいるのか、これぐらいが弁護士には必要な情報です。その機関によって必要な情報が違うのかもしれませんが、私の立場で申し上げました。以上です。

(椎橋委員)

ありがとうございました。

被害者支援ノートについては、被害者の情報共有も含まれているというご理解だと。そしてまた虐待事例に接してみると、やはりいろいろな人の支援が必要なので、情報を共有するというのも必要だというご意見だったと思うのですが、皆さんが情報共有も含まれているというのは、恐らく今日の資料3にもあったように、そもそもこれは仮称ですから、既に決定済みということではないと思うのですけれども、被害者支援ノートということで、あくまでも支援にも使うのだという意味合いが込められているように思うのです。

被害者支援計画の中の一環ですので、被害者をいかに支援していくかということが、1つの大きなテーマ、前提であると私は理解しておりますので、題名からしても含まれていると。それから最初に課題のところでも書いてあるように、やはり被害者等と支援機関が情報を共有していくことが必要だということで、これも被害者の情報というものを支援者が共有することが、被害者支援ノートを作るということの目的には含まれているのだと、私も理解しております。

それでまた、さらにご意見あったらお伺いしたいと思いますが、一通りご意見をお伺いしたいと思います。次に浅野委員からご意見をお伺いしたいと思います。この支援計画について実施が始まりましたけれども、それについての評価とかも含めて、あるいはこういう問題があるということであれば、その問題点も含めてご意見を、あるいはご質問があればお伺いしたいと思います。お願いします。

(浅野委員)

ありがとうございます。

まず、今年度の支援事業の取組の予定を伺いまして、第4期の支援計画が始まる1年目から、大変積極的に取り組まれている感じがしまして、ぜひ1年目からのコーディネーターの配置等も含めて、成果が出るというなと感じております。1年目からの取組について高く評価したいと思っております。

被害者支援ノートの件については、先ほども意見申し上げましたので、特に補足することはないのですけれども、被害者の方も取り入れてチームで作っていただけるということで、事前に述べさせていただいた意見を丁寧に酌んでいただいてありがたく思っております。

昨年度の実績のところのお話を伺って1点思ったこととしては、性犯罪、性暴力被害者の電話相談の件数が増えたというところで、コロナ禍の影響もあって、過去の被害を思い出した方が多かったのではないかというお話があったのですけれども、今年の3月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について」というものが、国の方で出されていると思いますけれども、そちらでも中長期的な支援ということが改めて支援体制が必要ということで触れられておりましたので、今年のところ具体的に中長期的な支援というところがなかったと、具体的な項目としてはなかったと思うのですけれども、第4期の計画にも入っていると思いますので、引き続きこちらも進めていただけるといいかなと思いました。

1点質問なのですがすけれども、施策の柱の2の「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業の実施」のところで、医療機関に対する調査を行うとあったのですが、現時点でどのような調査を行うかというところが分かっているようでしたら教えてください。また、調査の内容にもよりますけれども、ぜひ調査の結果から具体的な課題を挙げ、それに対する取組も、この第4期の支援計画の中で進めていただけるといいのかなと思いました。私の方からは以上になります。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

事務局は今のご質問については、どういうことを考えておられるでしょうか。

(事務局)

私の方からご説明します。

協力医療機関の調査なのですがすけれども、2年に1回今まで行ってございまして、性犯罪被害者の診療、診察に当たって、ワンストップ支援センターの支援員が同行していかとか、個別の部屋は同センターの支援員と被害者が面接できる部屋はありますかとか、SANE（性暴力被害者支援看護職）を配置していますかとか、男性の相談、泌尿器科と連携できますか、小児科とも連携できますかなど、そういうようなことを今まで聞いていました。

その中で一番ハードルが高いと言われているのが、性被害に遭った方と同行した支援員が面談する部屋を用意するのが、クリニックなどでは難しいのではないかということをお東京産婦人科医会の理事からも言われております。調査の項目で普通に聞いてしまうと「面談室はありません」と言われてしまうので、利用できる曜日など丁寧に聞いて、なるべく協力していただける医療機関を増やせるようにしたいと思います。

また調査対象とする母数にしても、今までは総合病院とかクリニックなどで66の医療機関に対して調査をかけていたのですがすけれども、今後は東京産婦人科医会のクリニックの母数を増やして、200、300と増やせるとお思いますので、協力いただける医療機関のアンケート数を増やして、協力医療機関数も増加していくようにしていきたいと思っております。

(椎橋座長)

よろしいでしょうか。今、言われたような調査とか、それから協力依頼というものはされているということですが、浅野委員、よろしいですか。

(浅野委員)

ありがとうございます。

そうしますと、実態調査のような、現在の状況について確認をするというような、状況把握のため

の調査と理解をしました。さらに、2年に1回やっているということなので、これまでと同じ項目でということになるかもしれないのですが、やはりまだ協力機関に登録されたとしても、実際の件数は少ないこともあると聞いていますので、それに向けた課題が出されるといいのかなと個人的には思いました。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。

課題についてもアンケート調査で聞き、それに対して、協力医療機関になっていただくためには何が課題でなぜ増えないのかとか、協力をどうしたら得られるのかについても、分析できるようなアンケートにしたいと考えております。ありがとうございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

それでは最後になりましたが、糸賀委員からご発言をお願いいたします。

(糸賀委員)

よろしくをお願いいたします。

私、被害者でありながら、東京都がこんなに施策が進んでいるとか、そういうことを知らなかったのですけれども、まず私がとても気になったのは認知度です。一般の人の認知度。こんなに低いのかと思ったのです。例えば私なんかは被害者でしたので知ってはいたのですけれども、これ一般の人って誰もこんな例えば殺人事件に遭うとか、性被害に遭うとか、そういう意識がまずないのだと思うのです。ですけれども、広報啓発、こういうのをいろいろなところでやってくれている、それを見ても多分私には関係ないのだと思っている人がとても多いかと思うのです。でも、こういうことを続けてくれていることによって、自分がそういう被害に遭ったときに、じゃあ、どこへ相談したらいいのだろうということを考える原点になるかと思います。

ノートのことなのですけれども、実は私、事件に遭ってから、20歳の次男が家に一緒に住んでいて、その子が1週間ぐらいして、学生だったのですけれども「俺、学校に行くから」って言った日の夜、大学ノートを1冊持ち出してきて、「お母さん、あしたはこれをやって」と。いつも私、本当1週間何をしてたのだから分からないぐらいぼーっとしているものですから、1週間の内にこれやって、実は亡くなった息子がローンを組んでいたりがあったのですが、それも見てどうしたらいいのかわからない。そういったときに、やっぱりそういう段階で何をするかとか、どこに相談するか、やっぱりそういうのはとても必要だと思ったのです。それがなかったら、私ずっと1か月も2か月もぼーっとしたままだったのではないかというのがあるので、とてもこれ重要なノートだと思うのです。

ただ、一番大事なのは、こういう多分、性被害とかとちょっと似たところがあって、人間不信に陥

ってしまう。だから、誰を信用していいのだから信用できないのかという判断もつかない。だからコーディネーターの2人が直接来てくれれば安心なのですけれども、区市町村の方が来たりといったときに、一番の問題は人間関係なのですよね。例えば私とても必要なノートだと思えますけれども、それを別のところでも利用するというのに対してはちょっと、その担当してくれた方との人間関係があれば。私たちに一番必要なのは、立ち直るきっかけなのです。だから、苦しい、悲しいということではなくて、もう一歩進むためにとても重要なノートだとは思うのですけれども、そういう方たちの人間関係が本当にうまくいけば、とてもいい方法なのかなと思います。

性被害の方々は別という話もありましたけれども、結構なかなか似ているところがあって、私、実は2006年の日本司法支援センター（法テラス）の犯罪被害者支援のオペレーターを5年くらいやって、2011年にコールセンターが仙台に移ってしまったものですから、それも昨年退職してしまったのですけれども、東京地方事務所の情報提供職員として仕事をさせていただいたのです。結構DVの相談が多く、性被害、遺族とかとても似たところがあって、似たと言うと変ですけども、声を上げられない、まず声を上げられないというのが一番問題だと思うのです。そういった意味で、いい相談相手に巡り会えるか、そういうところが一番の問題だと考えております。

私、この計画なんかを見ていた中に、二次被害についての、話変わってしまいますけれども、ちょっとさらっと二次的被害であったと思うのですけど、私、経験からすると、実はうちの息子が殺されても警察からは全然連絡がなくて、友達が警察の人に私の電話番号を渡してくれたのですけれどもそれでも電話がなくて、やっと友達から電話があって、4、5時間たってからです。息子の部屋に駆け付けたときに、警察にそのまま、最寄りの警察署へパトカーで連れて行かれるのです。そこで事情聴取が終わって、その警察署の前でお疲れさまでしたって帰されて。実は警察署まで歩くと30分ぐらいかかるのですが、そこを主人と2人でトボトボと。本当に事件自体が信じられない状態で帰った記憶があるのですけれども。そこからあと、その日の夜、次の日、マスコミなのですよね。皆さんも見たことあると思いますけれども、夜ピンポンピンポン、話聞かせてくださいと本当に来るのです。新聞社、テレビ局、うちはL字型になっているマンションなので、カーテン開けようとしたらカメラがこっちを向いているとか、そういうのが1日2日やっぱり続いて。そのところ、一番、警察、警視庁だと思うのですね。そこら辺もとても、せめてその日にそういう対応をしてくれたらということを実感しました。

私、今、被害者支援都民センターの紹介で、コロナになる前、命の大切さを学ぶ教室、中学校とか、都内、あと近県の警察署にやっぱりこういうことをすごくお願いに行って、月に2、3件ぐらいそういうお話をする機会があったりしたのですけれども、やっぱりマスコミ対応とかそういうところは警視庁の方でも対応していただきたいというのを考えております。

ありがとうございました。

(椎橋座長)

大変貴重なお話を伺うことができました。ありがとうございました。

今の認知度が低かったとか、それからいろいろ対応について不手際があったとか、いろいろなことがあったと思います。認知度が低かったという問題について、糸賀委員のお話を伺って、東京都は今年度非常に広報活動というものを強化、充実させていると思うのです。特に学校関係に対してたくさんの方の広報活動を行っている。その中ですごく参考になりましたのは、何がきっかけで知ようになるか。何がきっかけで支援に結びつくかというのはすごく重要なのだということを、糸賀委員にお話ししていただいたと思います。

それからいろいろ警察の対応とか、それからマスコミに対する対応とか、今は大分変わってきているのではないかと思います。荒井室長がおいでになっていますので、荒井室長に、今の糸賀委員のご意見に対して、大分変わってきているのだよということもおありだと思いますし、それから東京都の今年度の事業計画について、感想があればお伺いできればと思います。お願いします。

(荒井オブザーバー)

私の方から、現在警視庁が取り組んでいる被害者支援の現状について、簡単にご説明をさせていただきます。

制度が立ち上がってから25年経ちまして、被害者支援も充実し、殺人や性犯罪等の罪種につきましては、発生直後から自宅に帰るまでの送迎、病院の付添い、カウンセリングの実施、あとは弁護士との連携、そういったことを組織的に対応しているのが現状です。それが全ての被害者等に行き渡っているかという点、なかなか難しいところもあるとは思いますが、基本的にはそれぞれ通達等を作って、全警察署に周知しているというところではあります。

マスコミ対応ですけれども、メディアスクラムによって苦労されている方というのは非常に多いということで、これにつきましては弁護士会と連携をしております。早い段階で予想される際には、弁護士会にまず警視庁の方からお願いをして、それを代理人という形でマスコミ対応を引き受けていただいております。そういった形での連携をするということを今やっております。かなりこれは功を奏しており、交通事故の関係とかも弁護士会と連携し、基本的に社会的反響の大きい事件というのはなるべく早めに弁護士会の方からお願いをして、メディアスクラムに対応してもらおうということを今やっているというのが現状でございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

委員の皆様方からご意見を頂戴しました。大変貴重な意見を頂きまして、事務局としても被害者支援ノート の作り方について、いろいろ有益なご意見を頂きましたので、そのご意見を参考にしながらお作りいただければと思います。

何か特にこれだけは話しておきたいということはいかがでしょうか。なければ、今日も活発なご意見、本当にありがとうございました。

事務局より今年度は1回の開催予定ということですが、何かありましたら、後日でも結構ですので、事務局にお伝えいただければと思います。本日の議事は終了いたしました。最後に事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局より2点事務連絡がございます。

1点目は、議事録についてであります。議事録につきましては、前回と同様ですが、準備ができ次第委員の皆様にお送りします。発言内容についてご確認いただくようお願いいたします。

2点目は、今後のスケジュールについてであります。椎橋座長からもありましたとおり、今年度は1回の開催とさせていただく予定です。また、次回は第4期支援計画に基づく取組状況などについて、ご意見を賜りたいと考えておりますが、各局の取組状況などの実績がまとまる夏ぐらいを開催時期として予定しております。開催時期や議題等の詳細につきましては、改めてご連絡差し上げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。本日はご出席いただきまして大変ありがとうございました。

以上